

第5章 計画の内容（施策の展開）

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進

（1）男女共同参画を推進するための広報・啓発の充実

男女共同参画に関する市民の認識や理解を深め、家庭、地域、職場等様々な分野において性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するとともに、男女共同参画の視点に立った活動や行動につながるよう、あらゆる年齢層の男女に対し、より効果的に親しみやすく分かりやすい広報・啓発活動を積極的に推進します。

特に、夫、父親、企業の経営者、管理職等の立場にある男性の意識改革や、男性が家事や育児等に参画することに対する周囲の理解を促すための啓発に努めます。

また、男女共同参画に関する様々な分野の図書を整備し、市民への貸出しを行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---------------------------------------|----------------------------|------|
| ①講演会、講座等により、男性や若い世代を含むあらゆる層への意識啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課 | 継続 |
| ②男女共同参画の視点に配慮した生涯学習、社会教育活動による啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係課 | 拡充 |
| ③男女共同参画週間等を中心とした啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ④男女共同参画の視点に配慮した市広報や刊行物を作成する。 | 広報戦略課 関係課 | 継続 |
| ⑤男女共同参画に関する図書・資料を整備し、閲覧・貸出しを行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

(2) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実

男女共同参画に関して、市民や事業所の状況を客観的に把握するための調査やアンケートを実施し、男女別・年代別等のデータを分析し公表するとともに、市の施策へ反映します。

また、男女共同参画協議会を開催し、男女共同参画基本計画に係る意見を施策に反映し、実施状況について、市民に公表します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|------------|------|
| ①市民、事業者等を対象として、男女共同参画に関する意識や実態についての調査を行う。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 ・事業者・団体対象の男女共同参画に関する取組についての調査の実施 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ②男女共同参画基本計画に係る施策の実施状況について、ホームページ等で公表する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ③女性の活躍推進に係る国・県の動向や取組について情報収集し、市民へ提供する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ④男女共同参画センターの設置について、他市の状況を調査し、研究を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 新規 |

重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どもの頃から、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人を尊重し、男女共同参画の理念を理解できる教育の充実を図ります。また、子どもたちが各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた●キャリア教育を推進します。

そのため、教職員や保育士等が、男女共同参画の理念を理解し、子どもたちへ浸透させることができるよう、研修等の取組を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|----------------|------|
| ①各学校において、男女共同参画に関する教育を行う。 | 教育研修課 | 継続 |
| ②性別にとらわれない進路指導及び相談体制を構築し、キャリア教育の充実を図る。 | 学校教育課 教育研修課 | 継続 |
| ③教職員・保育士等に対する研修を実施する。 | 幼児保育課 教育研修課 | 継続 |

●キャリア教育：子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

(2) あらゆる分野で活躍するための教育・学習機会の充実

性別にかかわらず自分自身の生き方を主体的に選択でき、人権尊重の意識を高め、市民があらゆる分野で活躍できる教育を推進します。

特に、女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけるための学習機会を提供します。

また、性の多様性に関する理解を促進するための啓発を行っていきます。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|---------------------------------|------|
| ①人権教育・男女共同参画に関する各講座を開催する。 | 人権・男女共同参画課 生涯学習課 | 継続 |
| ②女性のスキルアップやリーダー育成を図るためのセミナー開催や研修への派遣を行う。 | 職員課 人権・男女共同参画課 生涯学習課 | 継続 |
| ③各種団体との連携や支援により、学習の機会を提供する。 | まちづくり政策課 人権・男女共同参画課 生涯学習課 | 継続 |
| ④性の多様性に関する理解を促進するための啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 新規 |

重点項目3 国際社会に対する理解を深める啓発の推進

(1) 国際社会における取組の情報収集・提供の充実

市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画に関する理解を深めるため、SDGsをはじめとした国際的なジェンダー平等に関する動き、またそれに関する国の施策の情報を市民へわかりやすく周知します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|------------------|------------|------|
| ①関連の情報を収集し、提供する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

(2) 国際交流・協力の推進

市民一人ひとりが国際交流活動を通じて、言語や文化、生活習慣の違いを認め、尊重し合う意識を育み、男女がともに個人としての能力を発揮し、あらゆる活動に参画することができるまちづくりを推進します。

また、外国人住民が安心して暮らすことのできる●多文化共生の地域づくりを推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---------------------------------|--------------|------|
| ①ボランティア通訳の登録を推進するとともに、研修会を開催する。 | 国際課 | 継続 |
| ②姉妹友好都市との交流を図る。 | 国際課 文化振興課 | 継続 |
| ③各学校における国際理解を深める学習及び平和学習の充実を図る。 | 教育研修課 | 継続 |
| ④地域において多文化共生の意識啓発を行う。 | 国際課 | 新規 |

- 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (第2次下関市女性活躍推進計画)

重点項目1 施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

(1) 市の施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市の施策は、市民一人ひとりの生活に影響を及ぼすことから、その施策・方針決定過程に男女が対等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要であることを踏まえ、今後も市の●審議会や市政を運営するための各分野の会議等へ女性の参画を進めるとともに、その状況を調査し公表します。

また、様々な分野へ女性の積極的活用を図るため、女性人材情報の収集とデータの整備を行い、「下関市女性人材登録制度」のより一層の周知を図り、活用を進めます。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|-------------------|------|
| ①市の審議会等における女性委員の登用率の向上と女性委員のいない審議会等の解消に努める。 | 関係課 | 継続 |
| ②女性委員の登用状況を調査し、公表する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ③市の女性人材登録制度の整備を進める。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ④市の女性人材登録制度のより一層の周知を図り、活用を進める。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 継続 |

(2) 事業者や各種団体等の方針決定過程における女性の参画推進

事業者や各種団体等の方針決定過程に男女が共に参画し、地域・職場の活性化へつながるよう、その重要性の啓発を行うとともに、好事例の情報提供など女性の参画を促す取組を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|--------------------------|------|
| ①出前講座等の活用により、事業者や各種団体等を対象とした男女共同参画に関する啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ②事業者に対し、ポジティブ・アクションについての啓発資料や関連情報の提供を行う。 | 人権・男女共同参画課 産業立地・就業支援課 | 継続 |

●審議会：国、地方自治体が特定の政策立案や事業運営の意思決定にあたって、学識経験者や住民の意見を反映させるため、法律又は条例に基づいて設置する附属機関。

重点項目2 女性のあらゆる分野における活躍支援

(1) 女性のチャレンジ支援の充実

女性の能力を最大限発揮することができる活力ある地域社会、男性も女性もすべての人が暮らしやすい地域社会をつくるため、働きたい、起業したい、地域で活躍したい等の希望を持つ女性が、自らの希望を実現して活躍できるよう、知識や能力を身につけるための研修や相談等、支援の充実を図ります。

また、働くことを希望する女性に向け市内企業への働きかけを行うとともに、女性の起業に向けた支援を行います。

●6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていることから、女性が行う地域の農林水産物を活用した経営や起業等のための支援を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|--------------------------|------|
| ①女性の就業能力向上のための講座を開催する。 | 人権・男女共同参画課 産業立地・就業支援課 | 継続 |
| ②働くことを希望する女性へ就業支援を行う。 | 産業立地・就業支援課 | 継続 |
| ③商工会議所・商工会との連携による、あきんど活性化支援事業を行う。 | 産業振興課 | 継続 |
| ④農林水産物加工等の分野において、起業や法人化を目指すグループへの支援を行う。 | 農業振興課 水産振興課 | 継続 |
| ⑤市が「女性活躍推進法」に基づき、事業主として策定した行動計画に沿って、女性の市職員の活躍推進を図る。 | 職員課 | 継続 |

●6次産業化：農林水産業者が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原料とした加工食品の製造や、流通・販売に一体的に取り組むこと。また、農林水産業者と商工業者が連携して事業を展開し、農林水産業の可能性を広げようとする取組。

(2) まちづくりにおける男女共同参画の推進

「住民自治によるまちづくり」において、高齢者や子育て世代への支援、防災・防犯活動、環境活動等、多様な地域活動については、生活に密着している女性の視点を活かし、地域の課題解決や活性化につながるよう、男女が共に参画する組織づくり、活躍する環境づくりを推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|----------|------|
| ①●まちづくり協議会の運営へ女性の参画を促す。 | まちづくり政策課 | 継続 |
| ②まちづくり協議会と男女共同参画推進団体が連携し、各地域の課題に応じたまちづくりを進める。 | まちづくり政策課 | 継続 |

(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害発生時の対応において、様々な意思決定の場へ女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じたため、その教訓を踏まえて防災・復興における女性の役割の重要性を周知します。

また、男女共同参画の視点から、事前の備え、災害時における避難所の運営、相談体制等について考える機会とともに、研修や訓練に参加する機会を提供し、地域の防災活動を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|------------------------------|-----------------------------|------|
| ①防災に関する会議等において、女性の意見を導入する。 | 防災危機管理課 | 継続 |
| ②地域防災活動（防災訓練、計画作成）へ女性の参画を促す。 | 防災危機管理課 消防局警防課 消防局予防課 | 継続 |

- まちづくり協議会：下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例に基づき、地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり、自主的に形成する組織で、市長の認定を受けたものをいう。

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

(1) 職場における雇用や待遇に関する啓発の推進

働く場において、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱い、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに向け、国、県、関係機関等と連携を図りながら啓発を行います。

また、雇用における男女の均等な機会や待遇確保に関する法・制度、男女共同参画推進事業者、子育て推進事業者等に関する情報を提供します。

女性活躍推進法に基づき、女性の採用、登用、能力発揮等の促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業所等の情報を収集し紹介します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|-------------------------------|-------------------|------|
| ①事業者等に対し、必要に応じた関係法・制度の周知に努める。 | 関係課 | 継続 |
| ②事業者等へ啓発資料の配布及び情報提供を行う。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 継続 |
| ③商工会議所、商工会等の各団体を通じた啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

(2) 農林水産業等における男女共同参画の推進

農林水産業等の場においては、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画するための意識啓発、●家族経営協定の普及や、女性人材の積極的な登用等を行い、女性の経営上の位置付けの明確化及び産地や地域農業の方針決定の場への参画促進を図るとともに、その活躍が適正に評価される取組を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|----------------|------|
| ①下関地域農山漁村女性のつどい（下関農山漁村女性連携会議主催）の開催を支援する。 | 農業振興課 水産振興課 | 継続 |
| ②農林水産業等に従事する女性の経営や方針決定の場への参画及び生産意欲の向上を図る。 | 農業振興課 水産振興課 | 継続 |

- 家族経営協定：農林水産業経営に参画する個人の役割や働き方等のルールを明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなの話し合いにより文書にして取り決めるもの。

重点項目4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（1）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

男女が共に仕事と家事・育児・介護等の家庭生活をバランスよく両立し、充実した生活を送ることができるよう、長時間労働の削減や効率的な働き方、育児休業や介護休業等の取得、両立支援制度を利用しやすい職場意識の醸成へつながる情報の提供や、好事例の紹介など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発を進めます。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|-------------------------------------|-------------------|------|
| ①国・県等と連携を図り、関係法、各種支援制度について、情報を提供する。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 継続 |
| ②ワーク・ライフ・バランスを推進する市内事業者を紹介する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ③在宅勤務等、新しい働き方に対する啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 新規 |
| ④市職員への育児・介護休業制度、両立支援のための取組を推進する。 | 職員課 | 継続 |

(2) 子育て支援・介護支援の充実

男女が家事、育児、介護等の家庭生活における責任を果たしながら職場において活躍できるよう、子育て家庭のニーズに応じた、幼稚園、保育所、●認定こども園、放課後児童クラブの充実を図るとともに、延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等多様な保育サービスを提供し、子育てを支援します。

また、●地域密着型サービスや居宅介護サービス等の介護サービスの充実とともに、●地域包括ケアシステムの充実を図ります。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|------------------------------------|--------------------------------------|------|
| ①多様な保育サービスを提供し、子育てを支援する。 | | |
| ・幼稚園、保育所、認定こども園の充実 | 幼児保育課 | 継続 |
| ・延長保育、病児保育、幼稚園の一時預かり等、多様な保育サービスの充実 | 子育て政策課 幼児保育課 | 継続 |
| ・放課後児童クラブの充実 | 子育て政策課 | 継続 |
| ・子育てに関する情報提供と相談体制の充実 | 子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課 | 継続 |
| ②●地域包括支援センターを中心とした介護に関する総合的な支援を行う。 | 長寿支援課 | 継続 |
| ③介護サービスの提供を図る。 | | |
| ・地域密着型サービスの充実 | 介護保険課 | 継続 |
| ・居宅介護サービスの充実 | 介護保険課 | 継続 |
| ・地域包括ケアシステムの充実 | 長寿支援課 | 新規 |

- 認定こども園：保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設。
- 地域密着型サービス：高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じて柔軟に提供されるサービス。
- 地域包括ケアシステム：高齢者が、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、日常生活の場において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが、一体的に提供される仕組み。
- 地域包括支援センター：地域住民の保健・医療・福祉の向上及び虐待防止、介護予防などを総合的に行う機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置される。高齢者本人や家族などからの相談に対応し、必要な支援が包括的・継続的に提供されるように調整する。

重点項目5 男性の意識と職場環境の改革

(1) 経営者や管理職の意識改革の推進

社会全体の働き方や固定的な性別役割分担意識を改革するためには、経営者や管理職の意識改革が最も重要です。職業生活と家庭生活の両立や、職場における女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発により、男性が家事、育児等の家庭生活へ積極的に参画することに対する周囲の理解を醸成するための取組を行います。

具体的には、経営者や管理職に、職場における女性の活躍推進の重要性への理解を求め、職業生活と家庭生活の両立を支援する女性活躍支援リーダーとして自ら宣言することを呼びかけます。

また、女性活躍支援リーダーのネットワークの構築を支援し、連携して取組の輪を広げます。

※女性活躍支援リーダーは、男性に限らず女性も含めます。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|-------------------|------|
| ①市内企業・事業所等の経営者や管理職に女性活躍支援リーダーとしての宣言を呼びかけ、「女性活躍支援リーダー宣言書」を公表する。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 継続 |
| ②市内企業・事業所等と市による女性活躍支援リーダーのネットワークを設立する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

※「女性活躍支援リーダー宣言書」とは、経営者や管理職が女性活躍支援リーダーとして働き方改革等に積極的に取り組むことを自ら宣言をするものです。

(2) 男性の意識改革の推進

女性の活躍推進や就業促進には、男性の家事、育児等の家庭生活への積極的な参画が重要であり、家事、育児等の家庭生活を積極的に行う取組事例の提示や好事例の普及等により、男性の意識改革を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|-----------------------------------|------------|------|
| ①女性活躍支援リーダーのネットワークが提示した取組事例を広報する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

重点項目6 女性活躍推進に取り組む企業への支援

(1) 公共調達を通じた女性の活躍推進

企業の自主的なポジティブ・アクションを促進するため、ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む企業に対し、●公共調達による受注機会の拡大を図るなど、女性活躍推進に取り組む企業への支援を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|-----|------|
| ①公共調達のうち総合評価方式の評価項目に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証を加える。 | 契約課 | 継続 |

●公共調達：国、地方公共団体等による物品及び役務の調達全般。

基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

重点項目1 家庭、地域における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

すべての年齢層を通じて、男女が共に家庭生活における責任を担う意識を高め、家庭生活へ参画できるよう、また、子どもたちが家庭において男女平等意識を育み成長できるよう、男女共同参画の推進が個人や家族の幸せにつながる身近な問題であることを理解できる啓発を行うとともに、家事や育児、介護の実践につながる学習機会の充実を図ります。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|-------------------------------------|------|
| ①学校の家庭科の授業において、生活の自立に必要な基礎的知識と技能の習得、家庭の機能についての理解を促進する。 | 教育研修課 | 継続 |
| ②男女が協力して家事・育児・介護への参画を進める講座を開催する。 | 人権・男女共同参画課 健康推進課 生涯学習課 関係課 | 継続 |

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

地域に根ざして活動している NPO やボランティア団体等の市民活動団体へ、その活動を支援し、地域の活性化を図ります。

また、地域全体で取り組む子育て支援や高齢者への支援、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動に男女共同参画の視点が活かせるよう、これまで性別に偏りのあった地域活動について、性別による役割分担を見直し、男女共同参画を推進するための啓発活動を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|---------------------|------|
| ①NPO やボランティア活動等を行う市民活動団体への支援を行う。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動支援補助金の交付 ・ 市民活動団体とその活動内容の紹介 ・ 市民活動推進のための講座の開催 ・ ボランティア等募集の情報提供 ・ 市民活動保険加入による活動支援 | まちづくり政策課 | 継続 |
| ②男女共同参画推進団体等が行う啓発活動への事業支援を行う。 | 人権・男女共同参画課 生涯学習課 | 継続 |
| ③地域の子育て支援団体等への活動を支援する。 | 子育て政策課 健康推進課 | 継続 |
| ④自治会等地域団体への意識啓発を図る。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |

重点項目2 安心して生活するための支援の充実

(1) 男女がお互いの心身を理解し尊重する取組の推進

男女がお互いの心身を十分に理解し合うとともに、異なる健康上の問題に直面することに留意できるよう、正しい知識や情報の提供、尊重し合う意識を高めるための啓発活動を推進します。

また、男女の性差による健康上の問題に対応するため、健康診査や健康相談の充実を図ります。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|----------------------------------|---------|------|
| ①各学校において「性に関する教育」を位置づけ、充実を図る。 | 教育研修課 | 継続 |
| ②性感染症、HIV／エイズ等に関する正しい知識の普及啓発を行う。 | 保健医療政策課 | 継続 |
| ③健康診査等を実施する。 | | |
| ・ 特定健康診査の実施 | 保険年金課 | 継続 |
| ・ がん検診等の実施 | 健康推進課 | 継続 |
| ④健康相談の充実を図る。 | 健康推進課 | 継続 |

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実

妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であることから、地域において、子どもを安心して産み育てることができるよう、各種相談、各種学級、家庭訪問等により、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援を行います。

不妊に悩む男女のための専門相談と、経済的負担軽減のために治療費の助成による支援を実施します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|--------------------------------------|------|
| ①妊産婦と乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査を行う。 | 健康推進課 | 継続 |
| ②乳児家庭を全戸訪問し、育児に関する助言や各種情報提供を行う。 | 健康推進課 | 継続 |
| ③出産前から育児までの各種教室・学級、相談を実施する。 | 健康推進課 | 継続 |
| ④子育てに関する情報提供と相談体制の充実を図る。 | 子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 健康推進課 | 継続 |
| ⑤不妊に悩む男女への支援を行う。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・不妊専門相談の実施 ・不妊治療費助成事業の実施 | 健康推進課 | 継続 |

(3) 多様なライフスタイルに対応した男女の自立支援の推進

貧困、高齢、障害等により困難を抱え、女性であること、また男性であることで、更に複合的に困難な状況におかれている市民へ、それぞれの状況に応じた相談体制の充実と自立のための支援を行います。また、次代を担う子どもや若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|----------------------------------|---------------------------------|------|
| ①生活困窮者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。 | 福祉政策課 生活支援課 | 継続 |
| ②ひとり親家庭への相談体制の充実と自立のための支援を行う。 | こども家庭支援課 | 継続 |
| ③児童虐待防止のための啓発及び虐待の早期発見と適切な支援を行う。 | こども家庭支援課 学校教育課 関係課 | 継続 |
| ④貧困状況にある子どもへの支援を行う。 | 福祉政策課 子育て政策課 学校教育課 関係課 | 継続 |
| ⑤悩みを抱える青少年のための相談窓口を設置する。 | 生涯学習課 | 継続 |
| ⑥高齢者への相談体制の充実と支援を行う。 | 長寿支援課 介護保険課 健康推進課 関係課 | 拡充 |
| ⑦障害者への相談体制の充実と自立のための支援を行う。 | 障害者支援課 健康推進課 関係課 | 継続 |
| ⑧こころの健康に関する悩みの相談窓口を設置する。 | 健康推進課 | 新規 |

基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第3次下関市 DV 対策基本計画)

重点項目1 男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進

(1) DV 防止に向けた啓発の充実

男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家族をはじめとする身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすく、DVの根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題となっています。

すべての市民が DV について理解し、その行為がいかなる場合でも許されないことを認識できるよう、人権尊重の意識を育むために効果的な啓発活動を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|-------------------|------|
| ①講座、講演会を開催する。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ②啓発資料の配布、ホームページ等の活用により、広報活動を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ③男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた、集中的な啓発活動を行う。 | 人権・男女共同参画課 関係課 | 拡充 |

(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、男女がお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、被害の未然防止のため、市民や事業者、教育・福祉等の関係者への啓発・教育活動を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|------------|------|
| ①セクシュアル・ハラスメント等の防止について、出前講座やパンフレット等による啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ②市職員への啓発や相談窓口の設置を図る。 | 職員課 | 継続 |

(3) その他の男女間における暴力防止対策の推進

たとえば、ストーカー行為は、執拗なつきまといや連続メールにより被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、性犯罪や売買春と同様に、重大事件に発展するおそれがあることから、被害を防止するための啓発活動を進めるとともに、安全確保のため、自治会等が行う防犯活動に対して支援を行います。

また、近年の●SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力が多様化していることから、とりわけ若い世代が被害者にも加害者にもならないように、暴力を予防するための教育を行うとともに、親の世代も暴力を認識できるよう啓発活動を推進します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|----------------------------|------|
| ①性犯罪、売買春、ストーカー行為など、性別に起因する暴力防止の啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 | 継続 |
| ②教育現場、職場、地域における研修や講座を開催する。 | 人権・男女共同参画課 教育研修課 関係課 | 継続 |
| ③中学生・高校生・大学生等の若年層に対し、デートDV等男女間の暴力を防止するための啓発を行う。 | 人権・男女共同参画課 学校教育課 関係課 | 継続 |
| ④自治会等が行う防犯活動に対して支援を行う。 | 生活安全課 | 拡充 |

●SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人のつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。

重点項目２ 相談体制の充実及び被害者の保護

(1) 相談窓口の周知の強化

被害者の潜在化を防止するため、市民相談所における DV 相談窓口や、山口県男女共同参画相談センター、警察署等の相談窓口の情報について、啓発資料の作成・配布、広報誌への掲載等、各種広報媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|------------------------------|---------------------|------|
| ①市民や地域の関係者等へ相談窓口に関する情報を提供する。 | 人権・男女共同参画課 福祉政策課 | 継続 |

(2) 相談体制の充実

男女間の暴力の早期発見と、被害者への必要な対応や迅速な支援につながるよう、被害者の立場に立った利用しやすい相談体制の充実を図ります。

また、被害者の支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく適切な対応が求められるため、相談員の資質の向上と専門性の確保を図るとともに、相談員へのサポート体制を整えます。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|-----------------------------------|---|------|
| ①相談・カウンセリングを実施する。 | 福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課 | 拡充 |
| ②相談員や関係職員の資質向上を図るとともに、サポート体制を整える。 | 福祉政策課 長寿支援課 障害者支援課 健康推進課 学校教育課 生涯学習課 | 拡充 |
| ③関係課、関係団体との連携を強化する。 | 福祉政策課 関係課 | 拡充 |

(3) 被害者の安全確保

DV 加害者からの暴力に心身の危険を感じ、避難してきた DV 被害者とその子どもについて、緊急性がある場合や保護の希望がある場合は、山口県男女共同参画相談センターや警察署等の関係機関と密接な連携を図り、被害者等の安全を確保するために一時保護を行います。

また、加害者が被害者に近づくことを法的に禁止する、保護命令申立てのための相談や支援を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|--------------|------|
| ①適切な一時保護や同行支援を実施する。 | 福祉政策課 関係課 | 継続 |
| ②状況に応じて、安否確認を行う。 | 福祉政策課 関係課 | 継続 |
| ③夜間・休日における相談窓口である警察、県男女共同参画相談センター等との連携強化を図る。 | 福祉政策課 関係課 | 継続 |
| ④保護命令申立てに必要な書類の作成支援を行う。 | 福祉政策課 | 継続 |

(4) 被害者等にかかる情報管理の徹底

DV 被害者の情報が DV 加害者へ伝わると、被害者を危険な状態に置いてしまう可能性が高いことから、被害者の意思を尊重しながら、支援に関わる機関や庁内課所が連携を図り、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--|--------------------------------------|------|
| ①各種手続きにおける情報管理を徹底する。 | 福祉政策課 関係課 | 継続 |
| ②保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等における被害者情報の適正な管理、運用を徹底する。 | 子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課 | 継続 |
| ③住民基本台帳法及び関係法令、国の基本方針に基づいた住民基本台帳事務処理を徹底する。 | 市民サービス課 | 継続 |

重点項目3 被害者の自立支援

(1) 被害者の自立に向けた各種情報の提供

DV 被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係部署や関係機関等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう支援します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--------------------------------|---------------------|------|
| ①関連制度、手続き、各種支援に関する一元的な情報を提供する。 | 人権・男女共同参画課 福祉政策課 | 継続 |

(2) 被害者の自立に向けた各種生活支援

DV 被害者が自立した生活を送ることができるよう、山口県、関係機関、庁内関係課所等と連携し、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

DV は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関が連携し、被害者の子どもに対する支援や保護を行います。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、保健師や精神保健福祉相談員、関係機関等が連携して、心身の回復、精神的自立に向けた支援を行います。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|---|--|------|
| ①就業支援、就学援助、生活支援措置等経済的自立に向けた支援を行う。 | 福祉政策課 生活支援課 こども家庭支援課 学校教育課 関係課 | 継続 |
| ②市営住宅等住宅の確保に向けた支援を行う。 | 福祉政策課 住宅政策課 | 継続 |
| ③保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校、関係機関等が連携し、子どもに対する支援を行う。 | 子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課 学校教育課 生涯学習課 関係課 | 継続 |
| ④保健師、精神保健福祉相談員、医療機関、地域や学校が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援を行う。 | こども家庭支援課 健康推進課 関係課 | 継続 |

重点項目4 DV対策推進体制の整備

(1) 関係部署、関係機関等との連携強化

DV被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できるよう、また、多様化する暴力へ対応するため、庁内の関係課所と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関等と情報を共有し、連携強化を図ります。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|-----------------------|---------------------|------|
| ①関係課所、関係機関等との連携強化を図る。 | 人権・男女共同参画課 福祉政策課 | 継続 |

(2) 民間支援団体との連携強化

民間支援団体との連携強化を図り、協働による取組を推進するとともに、その活動を支援します。

| 具体的取組 | 所管課 | 実施区分 |
|--------------------------|---------------------|------|
| ①民間支援団体等への情報提供と連携・協働を図る。 | 人権・男女共同参画課 福祉政策課 | 継続 |